

会社法第794条第1項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

株式会社東京個別指導学院

2025年1月31日

会社法第794条第1項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

株式会社東京個別指導学院
東京都新宿区西新宿 1-26-2
新宿野村ビル 25 階
代表取締役社長 松尾 茂樹

株式会社東京個別指導学院（以下「当社」といいます。）と株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」といいます。）とは、ベネッセを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社として、ベネッセの進研ゼミ個別指導教室事業に関して有する権利義務を、2025年4月1日を効力発生日として、当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2024年12月18日に締結しました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項第1号）

【別紙1】吸収分割契約書のとおりです。

なお、本吸収分割は、ベネッセにおいては、会社法第784条第1項に定める簡易吸収分割の方法により、当社においては、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割の方法によります。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸収分割に際し、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務に対して、株式の割当てその他の金銭等の対価の交付を行いません。

承継対象となる資産及び負債の時価評価額、承継対象となる事業の業績動向等を勘案し、両者の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第192条第4号イ）

【別紙2】第15期報告書のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

本吸収分割とは直接関係するものではありませんが、最終事業年度の末日後にベネッセにおいて発生した事象を念のため記載いたします。

ベネッセは、2024年1月22日、株式会社ラーンズ（以下「ラーンズ」といいます。）との間で、ラーンズを吸収合併消滅会社、ベネッセを吸収合併存続会社とし、効力発生日を2024年4月1日とする吸収合併契約を締結しています。かかる吸収合併により、ベネッセは、2024年4月1日付で、ラーンズが有する権利義務を承継しています。

また、ベネッセは、2024年1月16日、株式会社学力評価研究機構（以下「CRLEA」といいます。）との間で、CRLEAを吸収合併消滅会社、ベネッセを吸収合併存続会社とし、効力発生日を2024年4月1日とする吸収合併契約を締結しています。かかる吸収合併により、ベネッセは、2024年4月1日付で、CRLEAが有する権利義務（同日に効力発生する吸収分割により株式会社進研アドに承継する大学支援事業に関するものを除きます。）を承継しています。

さらに、ベネッセは、2024年1月22日、株式会社プランディット（以下「プランディット」といいます。）との間で、プランディットを吸収合併消滅会社、ベネッセを吸収合併存続会社とし、効力発生日を2024年4月1日とする吸収合併契約を締結しています。かかる吸収合併により、ベネッセは、2024年4月1日付で、プランディットが有する権利義務（同日に効力発生する吸収分割により株式会社ベネッセビジネスメイトに承継する知的財産事業に関するものを除きます。）を承継しています。

6. 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第192条第6号）

(1) 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

該当事項はありません。

(2) 最終事業年度における貸借対照表の内容（会社法施行規則第192条第6号ロ）

該当事項はありません。

8. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

当社の2024年2月29日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ11,688百万円、3,247百万円です。

本吸収分割により当社がベネッセから承継する資産及び負債の帳簿価額は、2024年9月30日のベネッセの貸借対照表を基礎とすると、それぞれ146百万円、146百万円です。

当社の資産及び負債並びに当社がベネッセから承継する資産及び負債の額については、それぞれ上記時点以降、大きな変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までの間についても大きな変動が生じることは現在予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。また、本吸収分割後、本吸収分割により当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生も現在予想されておりません。

したがって、本吸収分割により当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しています。

以上

【別紙1】吸収分割契約書



吸収分割契約書

株式会社ベネッセコーポレーション（以下「甲」という。）と株式会社東京個別指導学院（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約する（以下「本契約」という。）。

第1条（目的）

甲は、本吸収分割により、甲の「進研ゼミ個別指導教室」事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社ベネッセコーポレーション

住所：岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社東京個別指導学院

住所：東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル25階

第3条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2025年4月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議してこれを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

- 乙は、効力発生日において、甲から、本事業に属する別紙1に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を承継する。なお、当該承継対象の資産及び負債については、2024年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除して確定するものとする。
- 甲の乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
- 甲の乙に対する債務の承継に関し、会社法第759条第2項の規定により甲が弁済責任を負う場合であっても、当該債務の最終的な負担者は乙とする。

第5条（乙が甲に対し交付する金銭等）

乙は、甲に対して、本吸収分割に際して、金銭等を交付しない。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理をする。

第7条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年12月18日

甲 岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号
株式会社ベネッセコーポレーション
代表取締役社長 小林 仁



乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル25階
株式会社東京個別指導学院
代表取締役社長 松尾 茂樹



別紙1【承継する資産・債務、権利・義務の明細】

1. 資産

(1) 流動資産

- ① 本事業に係る現預金（承継債務が、本事業に係る現預金を除いた承継資産を上回った場合の差額相当額）
- ② 本事業に係る教材等の棚卸資産、貯蔵品その他の流動資産

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
本事業に係る別紙2の対象教室の内装、看板等の建物付属設備、備品その他の有形固定資産
- ② 無形固定資産
本事業に係る学習プログラム・カリキュラム、サービス・管理用システム等のソフトウェアその他無形固定資産
- ③ 投資その他の資産
本事業に係る別紙2の対象教室に関する敷金・保証金、長期前払費用、繰延税金資産等の投資その他の資産

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に係る前受金、未払金、預り金、賞与引当金その他の流動負債

(2) 固定負債

本事業に係るフランチャイジーからの預かり保証金、資産除去債務その他の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本事業に主として従事する特定職従業員・契約社員・短時間雇用社員（アルバイト）との間の雇用契約

(2) その他の契約

本事業に係る業務委託契約、別紙2の対象教室（多摩センター教室は除く）の賃貸借契約、リース契約、顧客との受講契約、保守契約、フランチャイズ契約その他本事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし、別紙3の教室における顧客との春期講習に関する受講契約の契約上の地位、及びこれらの契約に基づいて発生済みの金銭支払請求権並びに金銭支払債務は除く）

以上

別紙2 【継承対象教室一覧】

No	拠点名称	拠点所在地
1	光が丘	東京都練馬区高松 5-12-9 ボンソワール 2 階
2	浦安	千葉県浦安市当代島 1-3-27 イワビル 2 階
3	下井草	東京都杉並区井草 1-2-5 ワイズスクエア 2 階
4	津田沼	千葉県習志野市奏の杜一丁目 3 - 1 1 カーサアルピーヌ 1 階
5	北習志野	千葉県船橋市習志野台三丁目 17 番地 1 三山ビル 1 階
6	辻堂	神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号 CoccoTerrace(ココテラス)湘南 3 階
7	中村橋	東京都練馬区中村北 2-20-11 ソフィア中村橋 2 階
8	町田	東京都町田市森野 1 丁目 36 番 10 号 杉井ビル 3 階・4 階
9	東戸塚	神奈川県横浜市戸塚区川上町 90-6 東戸塚ウエストビル 3 階
10	船橋	千葉県船橋市本町七丁目 11 番 5 号 KDX 船橋ビル 2 階
11	武蔵境	東京都武蔵野市境南町二丁目 3 番 16 号 武蔵境第一高木ビル 7 階
12	川口	埼玉県川口市本町 4 丁目 6 番 4 号 三井ビル 1 階
13	蒲田	東京都大田区蒲田五丁目 49 番 12 号 蒲田エム・アンド・エム 1 ビル 6 階
14	星ヶ丘	愛知県名古屋市千種区井上町 74 鈴幸ビル 3 階
15	横浜	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目 30 番地 8 他 鶴屋町共同ビル(SYビル)5 階
16	原	愛知県名古屋市天白区原一丁目 301 番地 原ターミナルビル 2 階
17	大宮	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目 4 番地 9 榎本ビル 3 階
18	所沢	埼玉県所沢市くすのき台 3 - 4 - 4 シムラビル 2 階
19	守山	愛知県名古屋市守山区長栄 13-3 ヒルズ長栄 1 階/2 階
20	綱島	神奈川県横浜市港北区綱島西一丁目 2 - 7 細野ビル 3 階
21	亀有	東京都葛飾区亀有三丁目 18 番 1 号 鶴屋ビル 5 階
22	亀戸	東京都江東区亀戸 6-41-15 エルフストック山本 2 階
23	西日暮里	東京都荒川区西日暮里 5 丁目 11-7 西日暮里 YMビル 2 階
24	多摩センター	東京都多摩市落合 1-34 ベネッセコーポレーション低層棟 1 階

別紙3 【教室一覧】

No	拠点名称	拠点所在地
1	聖蹟桜ヶ丘	東京都 多摩市一ノ宮四丁目1番地1 Nビル3階
2	曳舟	東京都 墨田区東向島2丁目24-12 ヘルメゾン東向島式番館1F
3	西葛西	東京都 江戸川区西葛西6丁目8-15 エステート潤3階
4	王子	東京都 北区王子1丁目16番7号 石井ビル2階
5	国立	東京都 国立市東1丁目7-5 弥生ビル5階
6	府中	東京都 府中市府中町一丁目10番3号 府中南ビルディング4階
7	吉祥寺	東京都 武蔵野市吉祥寺本町3丁目8-11 TWINZ 吉祥寺2階
8	大泉学園	東京都 練馬区東大泉1丁目20番32号 オフィス・アベニュー3階
9	鶴見	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町22番30号 KUMAKIRIビル4階
10	上大岡	神奈川県 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 ゆめおおおかオフィスタワー14階
11	川崎	神奈川県 川崎市川崎区駅前本町15番5号 十五番館3階
12	新松戸	千葉県 松戸市新松戸3丁目4-1 新松戸センタービル3階
13	千里中央	大阪府 豊中市新千里東町1丁目1番5号 大阪モレール千里中央ビル4階
14	天王寺	大阪府 大阪市天王寺区悲田院町7-3 大京天王寺ビル9階
15	西宮北口	兵庫県 西宮市北口町1-2 アクタ西宮東館3階



第 15 期 報 告 書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
監 査 役 の 監 査 報 告 書

株式会社ベネッセコーポレーション

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

主力の国内教育事業及び大学・社会人事業では、少子化にともなう市場の縮小や教育ニーズの多様化に伴う選択肢の拡大の中で、家庭学習におけるデジタル教材の浸透やSTEAM教育などの教科学習以外への高い関心、いわゆる「GIGAスクール構想」を背景とした学校教育におけるICT（情報通信技術）活用の活性化とそれに伴う学校現場の負担増、また大学入試の多様化や早期化、それに伴う入学前教育市場の拡大、さらにはリスキルなどに代表される大学生及び社会人教育市場の活性化等、市場環境に劇的な変化が生じています。これにより、新たな教育事業の機会は拡大し続けており、新規参入の企業も加わり競争が激化している中において、商品戦略やマーケティング手法等の変革に取り組んでおります。

このような中、「進研ゼミ」及び国内の「こどもちゃれんじ」については、価格改定による増収があったものの、延べ在籍数減少による減収があったことで、売上高は、1,765億9千4百万円と、前期比3.5%の減収となりました。

減収による減益等により、営業利益は93億6百万円（対前期比7.7%減）、経常利益は92億7千5百万円（対前期比9.1%減）となりました。また、当期純利益は51億6千7百万円（対前期比60.7%減）となりました。主な要因は、前期に繰延税金資産の回収可能性に係る企業分類の変更に伴う法人税等調整額の利益方向の増加があり、当期は前期と比較して法人税等が増加したことによるものです。

(2) 資金調達等についての状況

吸収合併

当社と兄弟会社の株式会社ベネッセインフォシエルは、2023年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第12期 (2021年3月期)	第13期 (2022年3月期)	第14期 (2023年3月期)	第15期(当期) (2024年3月期)
売上高(百万円)	188,458	189,421	182,945	176,594
経常利益(百万円)	5,410	10,724	10,203	9,275
当期純利益(百万円)	5,869	7,473	13,148	5,167
1株当たり当期純利益(円)	5,869,988	7,473,699	13,148,672	5,167,737
総資産(百万円)	169,879	179,049	177,384	175,455
純資産(百万円)	54,024	52,695	59,738	60,832
1株当たり純資産(円)	54,024,911	52,695,310	59,738,737	60,832,920

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しております。

(4) 対処すべき課題

当社を含むベネッセグループは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業績を速やかに回復し、環境変化を踏まえた事業の進化を図るべく、2021年度を初年度とする5ヵ年の中期経営計画「コア事業の進化と新領域への挑戦」を推進してきました。

この中期経営計画は、2021年度から2022年度をフェーズ1として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存事業の速やかな回復を目指し、2023年度から2025年度をフェーズ2として、コア事業の進化と教育領域等においてベネッセグループの強みを生かした新領域への挑戦により、さらなる成長を図るものです。

そして、フェーズ1を終えてフェーズ2に向かうにあたり、2020年11月の中期経営

計画発表以降に非常に大きな教育領域の環境変化が生じており、それによる課題と機会点を踏まえた事業変革が必要となってきたことを踏まえ、中期経営計画のフェーズ2をブラッシュアップした「変革事業計画」を2023年5月に発表しました。

この「変革事業計画」は、国内教育事業においては、大学入試における年内入試の拡大と大学入学前教育ニーズの高まり、政府が進める学校情報化（いわゆる「GIGAスクール構想」）の進展と教育現場の負担増加といった、急激に変化する事業環境の中、グループパーパスの実現を追求し続けるために、今後のベネッセグループの持続的成長の実現を目指すものです。

(5) 重要な親会社の状況

親会社の状況

会社名	資本金	当社への出資比率
(株)ベネッセホールディングス	13,857 百万円	100.0%
ブルーム1(株)	300 百万円	70.20% (70.20)%
ブルーム2(株)	0 百万円	70.20% (70.20)%
Bezant (HK) Limited	0 千米ドル	65.98% (65.98)%

(注) 「当社への出資比率」欄の(内書)は間接所有であります。

(6) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

区分	従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数
男性	1,498	40.3	10年 2ヵ月
女性	1,422	41.3	12年 11ヵ月
合計	2,920	40.8	11年 6ヵ月

(注) このほか契約社員(有期契約での雇用)等として、148名がいます。
従業員数に、他社への出向者465名は、含まれていません。
平均勤続年数は、会社分割前からの通算年数を記載しています。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000株

(2) 発行済株式の総数 1,000株

(3) 株主数 1名

(4) 株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
(株)ベネッセホールディングス	1,000	100

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小林 仁	代表取締役社長	(株)ベネッセホールディングス代表取締役社長CEO
山河 健二	取締役副社長 エリア事業推進本部長	(株)ベネッセホールディングス取締役兼 専務執行役員
橋本 英知	取締役副社長 Digital Innovation Partners 本部部長 兼 オペ レーショントランスフォーメーション本部長	(株)ベネッセホールディングス専務執行役員 CDXO 兼 Digital Innovation Partners本部長 兼 オペ レーショントランスフォーメーション本部長
松本 主税	取締役 コンプライアンス・ セキュリティ本部長	(株)ベネッセホールディングス常務執行役員 CLRO 兼 コンプライアンス・セキュリティ本部長
上田 浩太郎	取締役 経営企画推進本部長 海外事業開発本部長	(株)ベネッセホールディングス常務執行役員 CSO 兼 経営企画推進本部長
坪井 伸介	取締役 財務・経理本部長	(株)ベネッセホールディングス常務執行役員 CFO 兼 財務・経理本部長
増本 勝彦	取締役 広報本部長	(株)ベネッセホールディングス執行役員 広報・ IR本部長
村上 久乃	取締役 人財・総務本部長	(株)ベネッセホールディングス執行役員 CHRO 兼 人財・総務本部長
山崎 昌樹	取締役 大学・社会人カンパニー	(株)ベネッセホールディングス常務執行役員
成島 由美	取締役 校外学習カンパニー	(株)ベネッセホールディングス常務執行役員
西村 俊彦	取締役 Kids&Family事業本部長 海外こどもちゃれんじ事業本部長	(株)ベネッセホールディングス執行役員 経営企 画推進本部副本部長
田村 隆憲	取締役 学校カンパニー	(株)ベネッセホールディングス執行役員
松本 芳範	監査役	(株)ベネッセホールディングス常勤監査役 (株)ベネッセスタイルケア監査役 (株)アップ監査役
齋藤 直人	監査役	(株)ベネッセホールディングス常勤監査役 (株)東京個別指導学院監査役
出雲 栄一	監査役	公認会計士 (株)ベネッセホールディングス社外監査役 レーザーテック(株)社外監査役

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	100百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100百万円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役は、その過半数の決定により、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、原則として会計監査人の独立性が保てなくなった場合（監査法人における指定社員の交代が適正な期間でなされない場合を含む）、その他監査業務の適正を確保するための体制を維持出来なくなっていると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保する体制（以下総称して「内部統制システム」といいます）の整備に関する取締役会決議の概要及びその運用状況は以下のとおりです（当期末までの最終改訂 2024年3月7日）。

① 本決議の目的

- (ア) 本決議は、会社法第362条第4項第6号に基づき、当社の内部統制システムの構築において代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。本決議に基づいて、代表取締役が具体的な内部統制システムを構築、実施、監査・検証し、適宜見直しと改善を行うことにより、適法かつ効率的な企業体制を実現することを目的とする。
- (イ) 当社は、親会社である株式会社ベネッセホールディングス（以下、「ベネッセホールディングス」）及びその子会社から成るベネッセグループ（以下、「ベネッセグループ」）の戦略的事業領域のうち、教育・生活事業領域及び当該事業領域に関わるベネッセホールディングスの子会社（以下、「傘下の子会社」）を統括する（以下、当社及び傘下の子会社を併せて「当社グループ」）。当社は、当該事業領域の業務執行にあたって当社及び傘下の子会社が、「Benesse」（よく生きる）の企業理念の下、2023年2月に公表されたグループパーパスを経営の軸として、健全かつ継続的に発展していくために必要となる体制を、適法かつ適正に構築する。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社は、権限規程をはじめとする社内規程及びその他法令の定めに基づき必要な手続きを経て適正に決裁を行う。重要事項の検討、報告、意思決定及び業績報告は取締役会にて行う。なお、事業戦略及び連結決算に影響を及ぼす重要事項等については、当社における機関決定の前にベネッセホールディングスと協議を行う。また、傘下の子会社における事業戦略及び連結決算に影響を及ぼす重要事項等については、傘下の子会社の機関決定の前に当社を通じて事前にベネッセホールディングスと協議を行う。
- (イ) 当社は、ベネッセグループ企業理念、及びベネッセグループにおける役員、使用人一人ひとりがとるべき行動の指針を示したベネッセグループ行動指針に根ざし、社会における当社の存在意義である「パーパス」、当社が教育・生活領域事業を遂行するにあたり判断基準となる価値観及び行動基準を示す「ベネッセイズム」を制定し、事業が適正に遂行されることを確保している。また、グループ全体の経営方針及び長期ビジョンに基づいた経営を行う。

- (ウ) 当社の監査役は、取締役会その他業務執行を担当する取締役が重要事項について審議する会議体に出席し、独立した立場から、取締役の職務執行を監査する。
- (エ) 当社は、金融商品取引法に基づく財務諸表の正確性を確保するための体制の構築及びその他の対応については、プロセスオーナー制度を導入し、プロセスごとに体制の構築を推進している。

(運用状況)

- ・当社は、権限規程をはじめとする社内規程、その他法令の定めに基づく必要な手続きを経て適正な決裁が行われている。また、取締役会は12回開催（書面決議による取締役会の回数を除く）され、重要事項等の意思決定がなされている。
- ・当社は、ベネッセグループ共通規程（以下、「グループ共通規程」）である事業会社経営管理規程を当社規程としても決議し、これに基づきベネッセホールディングスと重要事項の協議を行っている。また、当社は、傘下の子会社に共通して適用される「教育・生活事業領域 事業会社経営管理規程」を制定し、傘下の子会社における事業戦略及び連結決算に影響を及ぼす重要事項等について、傘下の子会社の機関決定の前に当社との間で事前に協議を行うことを義務付け、ベネッセホールディングスに対しては当社を通じて協議を行っている。
- ・当社は、「パーパス」及び「ベネッセイズム」を徹底すべく、全ての役員・使用人に対して、携帯用のカードを配布し、各々が適宜参照できるようにしている。また、内容の浸透を図るため、新たな入社者に対しては「パーパス」「ベネッセイズム」についての研修を行っているほか、全使用人向けに、「パーパス」「ベネッセイズム」の内容を含むコンプライアンス研修を毎年実施している。
- ・当社の監査役は、取締役会その他業務執行を担当する取締役が重要事項について審議する会議体に出席することにより、取締役の職務執行の監査を行っている。
- ・当社においてプロセスオーナー制度は継続されており、プロセスごとの体制構築を推進している。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 文書・電磁的記録管理規程及びこれに関連するマニュアル等に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - i. 株主総会議事録
 - ii. 取締役会議事録
 - iii. 重要な経営会議体の議事録又は指示事項と関連文書
 - iv. 官庁、税務署に提出した書類の写し
 - v. その他文書・電磁的記録管理規程に定める文書
- (イ) 上記文書の管理、開示、閲覧及び保管の場所、方法（廃棄を含む）は文書・電磁的記録管理規程に定める。
- (ウ) 特に、株主総会、取締役会の議事録及び関連資料については永久保存し、その他の経営会議体議事録及び関連資料、決裁書等の重要情報は少なくとも10年間の保存を義務付け、取締役又は監査役から要請があった場合は、いつでも閲覧可能な状態に置くものとする。

(運用状況)

- ・当社は文書・電磁的記録管理規程に基づき、重要文書の保管を行っている。

④当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社は、コンプライアンス・セキュリティ本部長がリスクマネジメントを担当し、傘下の子会社を含めたリスクマネジメントを積極的に推進するとともに、使用人等に対する研修を実施、強化する。緊急危機対応については、グループ共通規程であるベネッセグループリスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、緊急危機発生時に情報が即座に代表取締役及びベネッセホールディ

ングスに伝わるよう、簡潔で明瞭な対応体制を構築する。

- (イ) 平常時のリスク対応については、各リスクの主管部門を定めて取り組む。防災に関する事項については総務部長が、労務管理に関する事項については人財支援部長がそれぞれ担当し、当社における各事項の管理体制を構築する。
- (ウ) 当社は、グループ共通規程であるベネッセグループ情報セキュリティ・個人情報保護基本規程で求められる個人情報保護・情報セキュリティ体制を構築するために、情報セキュリティ規程と個人情報保護規程を定め、これらに基づき保護活動を実施する。また、社長は、CPO（Chief Privacy Officer）を任命のうえ、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を与え、業務を行わせるものとする。

(運用状況)

- ・当期、コンプライアンスに関する研修を、入社者（新卒・中途）向けに実施しているほか、全管理職（課長・部長）向け、その他全使用人向けにもコンプライアンスに関する内容を盛り込んだ研修を各1回実施している。
- ・緊急危機が即座に代表取締役及びベネッセホールディングスに伝わるよう、緊急事案通報窓口を設置している。
- ・当社は、国際認証規格ISO27001（ISMS）認証を取得しているのに加え、プライバシーマーク（Pマーク）付与事業者として登録されており、国際認証規格ISO27001（ISMS）及び日本工業規格 JIS Q 15001:2017（個人情報保護マネジメントシステム）に適合した運用を行っている。具体的には、全役員・全使用人対象に集合形式・e-learningによる使用人教育の実施や委託先監査を通じて、個人情報の取扱いの運用を徹底している。

⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) グループ全体の経営方針及び長期ビジョンに基づいた経営を実践し、取締役会規程、権限規程その他の規程を制定及び運用することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保し、事業効率を重視した経営を行う。
- (イ) 当社は、当社及び傘下の子会社の事業計画に基づき、当社グループの事業計画を策定し、代表取締役及びベネッセホールディングスのCEOの承認を得るものとする。当社は、この事業計画に基づき事業を遂行することで、執行の効率性と適正を確保する。
- (ウ) 当社の決裁事項に関しては、権限規程をはじめとする社内規程に基づき関連部門の事前相談を経た後、責任者を明確にして決裁される。また重要事項については、前記の規程に従って取締役会に必要な事項が付議され、議論を経て意思決定されることを確保している。これらの決裁手続きのもと、意思決定の透明性と責任者の明確化を図る。なお、議案に関する資料は明瞭かつ簡潔を旨として作成される。
- (エ) 日常の職務執行に関しては、業務プロセスの改革を慎重かつ大胆に行うとともに、権限規程、業務分掌規程等社内規程に基づき権限の委譲を適切に行い、各決裁レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行する。

(運用状況)

- ・当社の経営は、事業計画並びに権限規程及び決裁手続規程等の関連規程による決裁手続きの明確化により効率的に行われている。

⑥当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社の使用人には、ベネッセグループ行動指針に謳われている「誠実・信用」、当社における価値観及び行動基準を示す「ベネッセイズム」に基づく業務取り組み姿勢、基本的な法令知識の確認、及びリスク感度の向上を目的とした研修を毎年実施しており、今後も適時適切な研修を実施する。なお、「ベネッセイズム」において、お客様本位、公明正大な判断、法令や公のルールへの遵守等を定め、また、ベネッセグループリスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、行動する際に判断に迷った場合には、上司又は社内の担当部門に相談することとし、違法又は不正な行為、定款、社内規程に違反する行為が生じ、

又は生じようとしていることを知ったときには、社内の担当部門又は内部通報窓口に通報することとしている。

- (イ) 当社において、法令・定款を含む諸規程に違反する行為を発見した場合の通報制度としてベネッセグループの内部通報窓口であるベネッセグループスピークアップラインを利用しており、通報内容はすべて役付取締役及び監査役等に報告される。なお、通報者が希望する場合には通報者の匿名性を確保し、通報したことによって不利益な取扱いを行わない等の運用を行っている。
- (ウ) 社内規程は、社内イントラネットにおいて常時閲覧可能として役員及び使用人の利便に供する。
- (エ) 内部監査部門は、すべての部門に対して定期的に監査を実施する。

(運用状況)

- ・当社の「パーパス」及び「ベネッセイズム」について、全使用人に対して、携帯用のカードを配布し、各々が適宜参照できるようにしている。また、新たな入社者に対しては「パーパス」「ベネッセイズム」についての研修を行っているほか、全使用人向けに、「パーパス」「ベネッセイズム」の内容を含むコンプライアンス研修を毎年実施する等、その浸透を図るための施策を実施することで、実効性を確保している。
- ・当社が利用しているベネッセグループスピークアップラインは外部の第三者機関に運用を委託しており、通報者の匿名性が担保されている。また、2022年6月施行の公益通報者保護法改正に対応した体制は整備できている。
- ・社内規程は社内イントラネットにより、常時閲覧可能となっている。
- ・当社は、すべての部門及び傘下の子会社に対し、定期内部監査、リスク分析に応じたテーマ監査及び特命監査が適時に実施出来るよう体制を整え、監査活動を実施している。

- ⑦ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 当社は、ベネッセホールディングスの定めるグループ共通規程を遵守するとともに、傘下の子会社に対しても、これを遵守させる。
 - (イ) 当社がベネッセホールディングスに報告又は協議する事項及び方法については、事業会社経営管理規程その他のグループ共通規程にて定められている。また、ベネッセホールディングスは、経営戦略、財務、人事、法務・リスク管理、DX等の各専門領域ごとにCX0（各領域（X）における最高責任者、Chief X Officer）を設置する。なお、広報・IR、サステナビリティおよびオペレーショントランスフォーメーション領域においては、取締役社長CEO直轄とし、管理部門の責任者が当該専門領域の統括を行う。これらのCX0及び取締役社長CEO直轄の管理部門の責任者（以下、「CX0等」）は、ベネッセホールディングスの子会社の取締役及び使用人からの重要事項の報告又は協議の窓口を務めている。当社は、ベネッセホールディングスから権限委譲を受け、当社が統括する教育・生活事業領域における重要事項について、傘下の子会社における重要事項の報告又は協議を受け、当該事業領域における企業集団の業務の適正を確保する。なお、報告又は協議を受ける内容に関して、特に重要な事項については当社からベネッセホールディングスへの相談を行う。これらの措置により当社及び傘下の子会社の取締役及び使用人は、ベネッセグループにおいて効率的かつ法令及び定款に適合した形で、業務を実施する体制が確保されている。
 - (ウ) 当社は、グループ共通規程であるベネッセグループリスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、当社及び傘下の子会社の危機の管理を行うとともに、必要となる報告をベネッセホールディングスに対し行う。
 - (エ) 当社は、グループ共通規程であるベネッセグループ 情報セキュリティ・個人情報保護基本規程で求められる情報セキュリティ及び個人情報保護体制を当社及び傘下の子会社において確保し、実行する。
 - (オ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、ベネッセグループリスクマネジメント・コンプライアンス規程において、反社会的勢力に対して、その要求を拒否し、どのような名目であっても、なんらの経済的

利益、便益、特典、恩恵等を提供しない旨を規定している。また、当社は、ベネッセグループリスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、傘下の子会社を含め法令等の遵守の徹底を図り、研修等を通じて当社の役員、使用人に周知徹底するとともに、ベネッセグループスピークアップラインにより、その遵守状況に関する情報を収集し、実効性を担保している。また、平素より関係行政機関等からの情報収集を行うとともに、問題の発生時には、関係行政機関や外部の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

(運用状況)

- ・当社はグループ共通規程について、自社の規程として当社内で必要な決裁手続きを行い、実効性を担保している。また、これに基づくベネッセホールディングスとの協議、報告、会議体への出席がなされている。また、事業会社経営管理規程に事前相談が必要なCXO等が明記されており、これに基づく相談も行われている。
- ・当社は、傘下の子会社に共通して適用される教育・生活事業領域 事業会社経営管理規程を制定し、傘下の子会社に対して自社の規程として必要な決裁手続きを求め、実効性を担保している。また、教育・生活事業領域事業会社経営管理規程に、事前相談が必要な当社の管理部門責任者が明記されており、これに基づく相談も行われている。さらに、傘下の子会社におけるベネッセホールディングスに対する事業会社経営管理規程に基づく事前相談は、当社を通じて相談を行っている。
- ・ベネッセグループスピークアップライン及び監査役直通ホットラインは、当社のみならず、ベネッセグループ全体から通報が可能となっている。
- ・当社は反社会的勢力排除のため、警察との連携、契約ひな型の整備を行っている。

- ⑧当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 監査役が要請する場合は、当社使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「職務補助者」）を任命する。
 - (イ) 職務補助者の人事取扱い（採用、任命、異動、人事考課）については、監査役と協議する。
 - (ウ) 職務補助者は、取締役の指揮命令下から独立し、監査役の指揮命令により補助を行うものとする。

(運用状況)

- ・当期、当社において、監査役を補助する使用人は任命されていない。

- ⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (ア) 取締役及び使用人は、必要に応じ又は監査役の要請に応じて、監査役に職務の執行状況を報告する。
 - (イ) 取締役は、会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの、会社の業績に大きく悪影響を与えるもの、又はそのおそれのあるもの、その他これらに準じるものを発見した場合は速やかに監査役に対して報告を行う。使用人は、経営上重大な不正・違法行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、監査役に直接報告することができる。
 - (ウ) ベネッセグループはベネッセグループ監査役直通ホットラインを設置しており、当社の取締役及び使用人並びにこれらから通報を受けた者が、当社及びベネッセホールディングスの監査役に匿名で報告ができるようにしている。また、当社は監査役への報告を理由とした不利な取扱いを行わないものとし、万が一、これが行われた場合は是正措置をとる。

(運用状況)

- ・ベネッセグループは、監査役直通ホットラインの運営において、監査役への匿名報告を担保するため、通報の受付窓口を第三者機関に委託するなど、慎重な運用を行っている。

- ⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が職務の執行に関する費用が発生した場合、当社の経理規程に基づき処理を行うものとする。

(運用状況)

- ・当期、監査役職務の執行に関する費用は発生していない。

- ⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
 - (イ) 監査役は、当社の重要な会議に出席するとともに、決裁書等の重要な文書を開覧することができる。
 - (ウ) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。
 - (エ) 監査役は、任務を遂行するために必要な法律顧問、その他のアドバイザーを選任できる。

(運用状況)

- ・当社の代表取締役と監査役の意思疎通は、定期的な月2回程度の経営会議への出席に加え、必要に応じ意見交換の機会を持っている。
- ・当社の監査役は会計監査人及び内部監査部門から適宜報告を受け、緊密な連携を図っている。
- ・当期、当社の費用負担による、監査役の法律顧問その他アドバイザーの選任は行われていない。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持株会社制度の趣旨に鑑み、必要以上の内部留保は行わない方針です。事業待機資金として必要な資金残は確保しつつ、DXのさらなる推進、研究開発や事業基盤強化のための投資等、予め承認された事業計画に基づき必要となる投資額を除き、原則として剰余金は配当にて利益還元する所存です。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	109,288	流 動 負 債	110,219
現金及び預金	7,519	買掛金	11,931
売掛金	9,244	未払消費税等	18,581
棚卸資産	31,124	未払消費税	656
前払費用	3,007	未払法人税等	862
未収入金	49,402	前受引当金	72,290
関係会社預け金	8,759	賞与引当金	3,453
その他の金	373	賞与引当金	183
貸倒引当金	△ 142	その他の負債	2,259
固 定 資 産	66,166	固 定 負 債	4,403
有 形 固 定 資 産	32,951	長期未払引当金	2,038
建物	8,799	退職給付引当金	1,718
工具、器具及び備品	868	その他の負債	646
土地	22,659		
その他の他	624		
無 形 固 定 資 産	17,628	負 債 合 計	114,622
ソフトウェア	17,475	純 資 産 の 部	
その他の他	152	株主資本	60,832
投 資 其 他 の 資 産	15,586	資本剰余金	3,000
繰延税金資産	8,600	資本剰余金	34,523
前払年金費用	4,232	資本準備金	750
その他の他	2,796	その他の資本剰余金	33,773
貸倒引当金	△ 42	利益剰余金	23,309
		その他の利益剰余金	23,309
		繰越利益剰余金	23,309
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純 資 産 合 計	60,832
資 産 合 計	175,455	負 債 純 資 産 合 計	175,455

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		176,594
売上原価		76,372
売上総利益		100,221
販売費及び一般管理費		90,915
営業利益		9,306
営業外収益		
受取利息及び配当金	17	
固定資産賃貸料	600	
その他	262	880
営業外費用		
支払利息	0	
固定資産賃貸費用	266	
固定資産除却損	42	
為替差損	181	
その他	421	911
経常利益		9,275
特別利益		
固定資産売却益	185	185
特別損失		
減損損失	663	
事業整理損	915	1,578
税引前当期純利益		7,882
法人税、住民税及び事業税	2,576	
法人税等調整額	137	2,714
当期純利益		5,167

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当 期 首 残 高	3,000	750	33,473	34,223	22,515	22,515	59,738
当 期 変 動 額							
合 併 に よ る 増 加			300	300	885	885	1,185
剰 余 金 の 配 当					△5,259	△5,259	△5,259
当 期 純 利 益					5,167	5,167	5,167
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	300	300	793	793	1,093
当 期 末 残 高	3,000	750	33,773	34,523	23,309	23,309	60,832

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△0	△0	59,738
当 期 変 動 額			
合 併 に よ る 増 加			1,185
剰 余 金 の 配 当			△5,259
当 期 純 利 益			5,167
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	0	0	1,094
当 期 末 残 高	0	0	60,832

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品・製品・材料 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

・貯蔵品
②仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役及び業務執行役員の賞与の支給に備えるため、報酬に係る内規に基づく支給見込額を計上しております。

なお、当該引当金残高のうち56百万円は、取締役に対する賞与であり、株主総会で決議された報酬限度額内において支給を予定しているものであります。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益の計上基準

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。当社における一部の契約は、複数の履行義務を含んでおり、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。顧客との契約内容に基づいて、一時点で財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されるものは、当該一時点において収益を認識し、一定期間にわたり財又はサービスに対する支配が顧客に移転するものは、履行義務の充足の進捗度に応じて、当該一定期間にわたり収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の一部において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、当社においては、約束した対価の金額に関する重要な金融要素はありません。

① 国内教育事業

国内教育事業においては、小学生から高校生を対象とした通信教育事業「進研ゼミ」、幼児向けを中心とした通信教育事業「こどもちゃれんじ」、学校向け教育事業等を行っております。

通信教育事業「進研ゼミ」については、教材の提供、顧客から届いた答案に対する添削指導等、複数の財又はサービスを提供しております。複数の履行義務を含んでおり、独立販売価格を直接観察できないため、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財又はサービスの適切な利益相当額を加算する方法により取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。教材の提供は顧客が合意された仕様であることを確認した時点、添削指導は添削した答案を顧客に提供した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を

認識しております。

通信教育事業「こどもちゃれんじ」については、教材を顧客に提供した時点において教材に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。

学校向け教育事業については、主に模擬試験、及びICT（情報通信技術）教育支援、学習支援サービスを提供しております。模擬試験の代表的なものは「進研模試」、「スタディーサポート」、「GTEC（ジーテック）」であり、主に問題冊子・解答の提供、及び解答用紙の採点、並びに成績資料の提供をしております。これらは相互関連性が高いため単一の履行義務とし、主に成績資料を顧客に提供した時点において財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。また、ICT教育支援、学習支援サービスとして展開している「ミライシード」及び「ICTサポート事業」は、主にソフトウェアライセンス及びバージョンアップ、ICT活用支援の提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、サービス提供の進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断して、契約期間にわたり収益を認識しております。

② 大学・社会人事業

大学・社会人事業については、主に大学支援サービス及び社会人向けオンライン教育プラットフォームサービスを提供しております。

大学支援サービスの代表的なものは留学支援サービス等であり、留学支援等の提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、サービス提供の進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断して、契約期間にわたり収益を認識しております。また、社会人向けオンライン教育プラットフォームサービスとして「Udemy事業」を展開しており、これはコンテンツの受講及び受講のサポート等によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、サービス提供の進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断して、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、サービス提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額からコンテンツの仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ その他

その他については、主に「たまひよSHOP」「たまひよの内祝」等の通信販売事業を行っております。

通信販売事業については、商品を顧客に提供した時点において商品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。なお、商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の貸借対照表には、繰延税金資産が 8,600 百万円計上されております。

当社では繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の見積りは、経営者によって承認された将来事業計画を基礎として経営環境等が当社の業績へ及ぼす影響等を勘案し、回収可能と判断した見積可能期間で算定しております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

将来の課税所得の見積りは、主に当社の主要な事業である「進研ゼミ」及び「こどもちゃれんじ」の延べ在籍数等を主要な仮定として算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、顧客及び競合他社の動向の変化等による経営環境の悪化により、将来の課税所得の見直しが必要になった場合には、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を追加して取り崩す可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 681百万円

(2) 担保に係る債務

前受金 164百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 49,389百万円

3. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額
231百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 600百万円

短期金銭債務 2,143百万円

5. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 0百万円

6. 当座借越契約

当社は、不測の事態が発生した際に、機動的かつ安定的に運転資金を調達出来るよう、親会社である㈱ベネッセホールディングスとのCMS取引の中で、取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10,000百万円

借入実行残高 —

借入未実行残高 10,000

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 308百万円

仕 入 高 28百万円

その他の営業取引高 2,586百万円

営業取引以外の取引高 180百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は資産について663百万円の減損損失を計上しております。
内訳は次のとおりであります。

用途	種類	金額 (百万円)	場所	内訳 (百万円)
中国における幼児向け 教室のフランチャイズ 事業	のれん	663	—	のれん 663

当社は、稼働資産については、主として管理会計上の区分に基づき個々の製品・サービスのカテゴリー等をグルーピングの単位としております。

なお、遊休資産については、個別資産をグルーピングの単位としております。

中国における幼児向け教室のフランチャイズ事業に係るのれんについては、当初想定していた収益が見込めなくなったため、回収可能価額をゼロと見積り、減損損失として計上しております。

3. 事業整理損

事業整理損の内容は次のとおりであります。

内容	金額 (百万円)	内訳(百万円)
台湾こどもちゃれんじ講座事業の 事業整理に伴う損失	915	割増退職金 783 その他 132

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 株主総会	普通株式	利益剰余金	5,259	5,259,468	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月19日の株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 株主総会	普通株式	利益剰余金	5,465	5,465,447	2024年3月31日	2024年6月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(金融商品に対する取組方針)

当社は、余資の資金運用については年間の資金使途及び使用時期に合わせて、流動性、安全性を重視した運用を行っております。

また、親会社である㈱ベネッセホールディングスのCMS（キャッシュマネジメントサービス）取引に参加し、ベネッセグループの資金効率化に寄与するため、余剰資金がある時期はCMSを通じて親会社に資金を預け、資金需要がある時期、または不測の事態が発生した際に機動的かつ安定的に親会社から運転資金を調達できるよう、当座借越枠を設定しております。

デリバティブ取引については取組をしておりません。

(金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

売掛金及び未収入金に係る取引先の信用リスクは、「債権管理規程」に従って、債権の種類ごとに相手先、期日、金額及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図り、また相手先の信用状況の把握を定期的を実施し、リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	2,038	2,014	△23
負債計	2,038	2,014	△23

- (注) 1 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「関係会社預け金」「買掛金」「未払金」「未払消費税等」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 2 長期未払金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び新たに取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- 3 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

内容	貸借対照表計上額
関係会社出資金	30
非上場株式	4
合計	35

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	6,149百万円
賞与引当金	1,095
長期未払金	677
退職給付引当金	526
売掛金	453
未払金	388
棚卸資産	374
繰越外国税額控除	353
未払費用	229
税務上の繰越欠損金	195
資産調整勘定	148
減損損失	120
未払事業税	119
貸倒引当金	56
前払費用	46
その他	104
繰延税金資産小計	<u>11,039</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,039</u>
評価性引当額小計	<u>△1,039</u>
繰延税金資産合計	<u>9,999</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,296百万円
棚卸資産	△30
その他	△72
繰延税金負債合計	<u>△1,398</u>
繰延税金資産の純額	8,600

(注) 1. 評価性引当額が374百万円増加しております。主な内容は、繰越外国税額控除に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 法定実効税率との税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主要な差異要因の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額の増減	4.7
のれんの償却額及び減損損失	2.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
地方税均等割	0.6
受贈益等永久に益金に算入されない項目	△3.4
外国税額控除	△1.4
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、岡山県その他の地域において、賃貸用オフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸用のオフィスビル等の一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	198	△1	197	184
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	30,316	△662	29,654	16,203

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（指標等を用いて調整を行ったものを含む）に基づく金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ベネッセホールディングス	被所有 直接100%	当社の経営指導 役員の兼任 CMSによる取引 グループ通算制度	資金の回収(注1)	—	関係会社預け金	8,759
				受取利息(注1)	6	—	—
				グループ通算制度に伴う支払額(注2)	1,722	未払金	1,722

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の回収については、親会社との間で導入したCMS（キャッシュマネジメントサービス）による取引であり、短期間での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しております。また、当社の短期運用利回り及び市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は提供していません。取引金額には消費税等は含まれておりません。
- 2 グループ通算制度に伴う支払額については、グループ通算制度に伴う通算税効果額と通算親法人の一括納付額であります。

2. 親会社に関する情報

直接所有 ㈱ベネッセホールディングス（東京証券取引所に上場）
 間接所有 ブルーム1株式会社（非上場）
 間接所有 ブルーム2株式会社（非上場）
 間接所有 Bezant (HK) Limited（非上場）

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 60,832,920円99銭
 1株当たり当期純利益 5,167,737円34銭

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社ベネッセコーポレーション

監査役 松本 芳範 殿
監査役 齋藤 直人 殿
監査役 出雲 栄一 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 沼 洋 佑

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 井 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネッセコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役等の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役の監査報告書

監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の事業報告、計算書類及びその附属明細書、その他取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、インターネット等を経由したオンライン会議も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。
財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社 ベネッセコーポレーション

監査役 松 本 芳 範 ⑩

監査役 齋 藤 直 人 ⑩

監査役 出 雲 栄 一 ⑩

計算書類の附属明細書

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

株式会社ベネッセコーポレーション

1. 有形固定資産及び無形固定資産(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却累計額 又は償却累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	百万円 8,385	百万円 1,113	百万円 2	百万円 696	百万円 8,799	百万円 32,981	百万円 41,780
	工具、器具及び備品	1,064	683	0	879	868	13,215	14,083
	土地	22,883	-	224	-	22,659	-	22,659
	その他	684	465	360	164	624	3,193	3,818
	計	33,018	2,261	588	1,740	32,951	49,389	82,341
無形 固定 資産	ソフトウェア	17,418	6,955	141	6,756	17,475	17,188	34,664
	その他	811	108	668 (663)	99	152	493	645
	計	18,230	7,064	810 (663)	6,856	17,628	17,681	35,310
投資 その 他の 資産	その他(長期前払費用)	559	958	39	372	1,104	605	1,710

(注) 1. 当期増加額のうち主要なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	商品・サービスシステムの開発	5,403 百万円
	成績処理システムの開発	446 百万円
	顧客管理システムの開発	211 百万円

2. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

3. 当期増加額には、2023年7月1日に(株)ベネッセインフォシエルを吸収合併したことによる増加額が含まれております。

建物	39 百万円
工具、器具及び備品	50 百万円
その他有形固定資産	405 百万円
ソフトウェア	102 百万円
その他無形固定資産	104 百万円
その他(長期前払費用)	30 百万円

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	172 百万円	171 百万円	158 百万円	- 百万円	185 百万円
賞与引当金	3,096	3,453	3,096	-	3,453
役員賞与引当金	144	183	141	2	183
退職給付引当金	△ 1,578	△ 223	712	-	△ 2,514
（退職一時金）	(1,780)	(4)	(71)	(-)	(1,713)
（企業年金基金）	(△ 3,358)	(△ 227)	(641)	(-)	(△ 4,227)

- (注) 1. 役員賞与引当金の当期減少額その他は、支給見込額と実際支給額の差額による取崩額です。
2. 退職給付引当金の「退職一時金」に係る期末残高1,713百万円及び「企業年金基金」に含めている台北支社の企業年金基金に係る期末残高5百万円は固定負債の退職給付に計上しております。また、退職給付引当金の「企業年金基金」に含めているベネッセグループ企業年金基金に係る期末残高△4,232百万円は固定資産の投資その他の資産の前払年金費用に計上しております。
3. 退職給付引当金の企業年金基金の当期増加額には、(株)ベネッセインフォシエルの合併に伴う減少額215百万円が含まれております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科目	金額	摘要
	百万円	
ダイレクトメール費	13,477	
広告宣伝費	6,023	
販売促進費	10,304	
運賃通信費	11,209	
交際費	65	
旅費交通費	713	
顧客管理業務委託費	15,957	
役員報酬	112	
給与手当	13,414	
賞与引当金繰入額	2,357	
役員賞与引当金繰入額	181	
退職給付費用	475	
福利厚生費	2,986	
賃借料	1,133	
水道光熱費	220	
修繕費	607	
減価償却費	3,499	
租税公課	889	
消耗品費	502	
研究開発費	860	
寄付金	9	
貸倒引当金繰入額	171	
その他	5,743	
計	90,915	